様式３

行政指導を行なう場合の方針・基準

<table>
<tr><td colspan="2">行政指導の名称</td><td>公職選挙法に違反するおそれがある行為の是正指導</td></tr>
<tr><td colspan="2">行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名</td><td>公職選挙法</td></tr>
<tr><td colspan="2">条　　項</td><td>第142条、143条、143条の2、146条、201条の５から201条の15までなど</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　課</td><td>各区選挙管理委員会事務局
（区役所 区民生活部 総務課）</td></tr>
<tr><td>行政指導を行なう場合の方針・基準</td><td>基準
（未設定の場合は、その理由）</td><td>公職選挙法の規定に違反するおそれがあると認められる行為を覚知した場合は、直ちに文書又は口頭により、その是正に向けた行政指導を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>